3　2の(2)の欄は、「F３E　142MHzから162MHzまで」又は「F３E　143.54，149.01，149.03，153.33，165.97MHz」のように記載するほか、次によること。 ［(1)～(3)　略］ (4)　第２条第１項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の３、第54号若しくは第54号の６に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第２条第１項第11号の20から第11号の20の３まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29、第11号の31、第11号の33、第21号の３若しくは第54号の５に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。 ア　715MHzを超え748MHz以下及び770MHzを超え803MHz以下の周波数帯 ［イ～ス　略］ ［(5)・(6)　略］ ［４～12　略］ ［第二～第六　略］	3　［同左］ ［(1)～(3)　同左］ (4)　［同左］ ア　718MHzを超え748MHz以下及び773MHzを超え803MHz以下の周波数帯 ［イ～ス　同左］ ［(5)・(6)　同左］ ［４～12　同左］ ［第二～第六　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の六又は第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の無線設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（次項及び附則第五項において「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4　この省令の施行の際現にされているこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

6　陸上移動局に使用するための無線設備であって、この省令による改正前の無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局に使用するための無線設備の条件に適合するものとして電波法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証により表示が付されているもののうち、変更の工事を伴わずに七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数において、シングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式の携帯無線通信を行う機能を有するものについては、この省令による改正後の無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局に使用するための無線設備の条件に適合するものとして当該表示が付されているものとみなす。